

## 特集 文化財保護の新しい展開

巻頭言 ● 6 文化財保護の国際化・鈴木嘉吉

座談会 ● 8 時代の変化に対応した

文化財保護施策の改善充実について  
・(出席者)加藤秀俊 / 中村富十郎 / 西村幸夫 / 田中 琢・司金河野 愛

論文 ● 18 民俗芸能の「保護」とは?・小島美子

22 コウノトリ——その過去と未来・村田浩一

エッセイ ● 26 志野と私・鈴木 誠

事例紹介 ① ● 28 博物館等海外交流古美術展

ベルギー王立美術歴史博物館で「将軍——その時代の  
装飾美術」展を開催して・東京国立博物館

② ● 32 黒川能の保存振興について・山形県柳引町

③ ● 36 アンコール文化遺産保護に関する共同研究  
・奈良国立文化財研究所

体験記 ● 40 イクロムの研修を終えて・大和 智

● 43 生きている文化財の中で——修理見習いのこと・アンドリュール・ヘア

解説 ● 46 文化財保護制度・文化庁文化財保護部

知の宝庫 博物館  
● 京都府京都文化博物館(京都府)

4 まつり風土記

● 伊勢大神楽(三重県)

表 2 名作シリーズ・当麻曼茶羅図

表 3 文化財紹介・日向の山村生産用具

50 私の本棚から・田中郁三

51 教育・文化と地域づくり ● 福井県福井市

54 焦点——文教施策

67 鑑賞席・クレイワーク展

68 都道府県発——教育・学術・文化ニュース  
● 新潟県・山口県・三重県

71 刊行物紹介

72 こんにちはにっぽん

● アリフジャツファーナーキ

74 '96アトランタ——我が国競技スポーツの最前線  
● ポクシング

76 科学はいま・タンパク質を使って  
がんの診断・治療?

78 ぼくたち、わたしたちのウィークエンド  
● 国立オリンピック記念  
青少年総合センター

80 海外教育ニュース

82 ふるまごのうた・伊予の子守唄

84 編集後記

# 座談会 時代の変化に対応した 文化財保護施策の 改善充実について

加藤 秀俊

放送教育開発センター所長

中村 富十郎

歌舞伎俳優、重要無形文化財保持者

西村 幸夫

東京大学先端科学技術研究センター助教

田中 琢

奈良国立文化財研究所長

河野 愛

文化庁文化財保護部伝統文化課長



出席者  
敬称略・発音順

河野 愛  
文化庁文化財保護部伝統文化課長

田中 琢  
奈良国立文化財研究所長

河野 本日は先生方、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」と題しまして、お話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

御案内のとおり文化財は我が国の歴史や文化の理解のために欠くことのできない大事なものであり、また将来の我が国の文化の向上や発展の基礎をなしております。こうした文化財の適切な保存活用を図ることは大変重要なことではないかという認識で昭和二五年に文化財保護法も制定され、文化財保護行政も進められてきているわけですが、近年、特に国民の文化あるいは文化財に対する関心の高まり、産業構造の変化、国土開発の進展、国際交流・協力の要請などに伴い、新たに対応を図るべき課題が山積しているような状態でございます。

このため文化庁におきまして平成四年四月に文化財保護審議会の下に文化財保護企画特別委員会を発足させ、今後の文化財保護の在り方に関し、中・長期的観点から専門的な調査研究を行っていただきました。その結果が今年の七月に加藤秀俊座長の下に取りまとめられ、文化財

たかと思えます。

それから第三点は、今申し上げたことと多少重複いたしますけれども、地域文化というものを大事にしたほうがいいんじゃないか。実際にあの櫻は大事だとか、あの寺のあの仏さんはこういういわれがあるんだとか、そういうことを一番よく知っているのは、それぞれの地域の人々なんで、これはもう都道府県という中途半端なところではなくて市町村レベルで皆さん考えていただく。

以上申し上げました三点を踏まえて文化財保護あるいは文化財に関する意識というのを、少数の専門家が指定したり鑑定したりするのではなくて、日々の生活の中で文化財意識というものを皆が持つように、そういう空気を育てていきたいなど、それが大体骨子に沿っているかと思えます。

ただ、それに付け加えて申し上げますと、無形のもの人間が体につけたものでございますので、これは中村先生のような重要無形文化財保持者の先生から、場合によっては村のお神輿を担ぐ人、その祭礼の時に笛を吹く人、そういう無形のものについてはどういう形でこれは伝承できるのかなあ。無形文化財については相違な意見がございました。経過報告的になりますが、話題としてこのくらい

保護審議会に御報告いただきました。この報告の内容にも適宜触れつつ皆様のお持ちになつて御経験なども御披露いただきなごら、文化財を巡る諸問題、それから今後の展望のようなことをお話しただけだと思います。

最初に大変恐縮でございますけれども、この報告書をお取りまとめいただきまして加藤先生から、お話しただけければと思います。

加藤 文化財保護審議会のほうに提出さ

せていただいた報告については三つ四つ話題があつたように思いますけれども、まず第一は文化財指定です。文化財といふことになりますと古代にも入るんでしようけれども、一七世紀か一八世紀ぐらいのところでは止まっちゃつていて、それからあの文化財についてはあまり保護の対象になつていないし関心の対象になつていない。それを近代化遺産という言葉で文化庁はお呼びになつていて、わけてですけれども、明治の先人たちが残してくれた古い鉄道の跡でありますとか製糸工場の跡でありますとか、これもやはり近代の文化財として大事じゃないだろうか。そういう時間的な幅を少し広げたらどうか。これが第一点だつたかと思ひます。

それから第二点は、従来、文化財という言葉で連想されるものは、どちらかというと美術工芸品に近いものという観点から文化といふものを見られる方が多かつたわけですが、同時に私たちが毎日使つていふような生活文化といひましようか、日々に営んでいる生活文化といひましようという立場からしますと、大衆文化といひましよう。日々の生活と密着した文化の領域まで広げて、これは文化財保護といひましようは文化政策の問題として考えたほうがいいのではないか、ということだつ



いかと思いますね。

ただ、町並みはそうですけれど、もう一つの課題は単体なんです。町並みというのには、あるところがまとまって残っていないといけないわけなので日本中どこでもというわけにはいかないわけです。ただ、それだけじゃなくて日本中いろんな単体で重要なものはたくさんあって、それを何とかまちづくりで生かしていきたいわけです。金丸座の例がありましたけれど、金丸座も昔はなかなかあそこを集会をやるなんて、もちろんお芝居をやるなんてとんでもないという感じだったと思うんですね。それをもっと生かして使っていくということが次第にできるよ



西村幸夫氏

は切られていくんですね。今いろいろ議論になってきているのは、機能を失ったものを再び現代社会の中でどういう新しい機能を付与するか。

それから機能を失いつつあるものは今の社会の中で、ある意味で新しい機能を付与しながら再生させていく。今までの大きな文化財保護の流れからいうと、昭和五〇年ぐらいをきっかけにして、うんと変わってきている。今の社会の中でどうマッチさせるか。私は結論的には文化財のルネサンスが来たという感じが、ちょっとしているんですけどね。そういう点で埋蔵文化財の史跡なんかでも、やや問題があるのは機能を完全に失っているものの場合、歴史主義をとると、飛鳥か奈良時代のお寺があつて、鎌倉時代に焼けて田んぼになった。だから田んぼのままにしておくとけということになりかねないんですよ。そうすると今度はその上に家が建つ。道路がつく。それも歴史じゃないか。それを選んでものによつてはストップさせているわけですね。ストップさせた以上どうするか。ストップさせたままでもいいという声もものすごくあるわけですね。下手なことをするなという。だから完全に機能を失ったものの場合、そういうものをどういうふうにやっていくか。遺跡の場合はかなり大きな問題だというふうに思っていますね。

うになつてきたと思うんですね。ただ、もつというんな使いがあつてもいいと思うんですね。いろんな楽しい使い方ができて、それがこの建物はこういうふうにも生かせるんだという、いい事例が増えていくとまちづくりというのはい可能性が広がっていくと思うんですね。そのために今今まで非常に厳しく厳選主義を守ってきたから、やっぱり広がっていくかれないといけないんだなあと。そういう兆候がこの五年ぐらいでちょうど生まれてきているなという実感を持っていますけれど。田中 西村さんのおっしゃるのには非常に分かります。「もの」としても妻籠の建物なんかは、それなりに建築史的にも興味深い対象であることも事実ですね。昭和五〇年の保護法改正の町並みの保存というのは、私に言わせると厳選主義と同じに、「もの」じゃなしに雰囲気や保存するというね。そうすると今の文化財保護法、まだまだ足らんとかがあるんですね。「もの」は一生懸命どういうふうを活用して保存するかというわけでも、その雰囲気までというのは自然界を含めた、あるいはそこに住んでる人たちの生活も含めた、こういう包括的な体系というのはまだまだ妻籠でも……、それが今ちょっと問題になりつつあるわけですね。そ

今一つ出ているのは史跡なんかの場合には田んぼになったり山になったり、城跡や石垣が残っているぐらいで、だから、それはそのままにしておくといい声もある一方で、もともと城も天守閣もないような城跡に天守閣を復元された町長さんもおいでのように、そういうことも出てくるわけですね。

中村 復元できるものもあるんでございますか、本当に。

田中 今までの文化庁の文化財保護の考え方は、要するにデータのあつたものといえますか、例えば明治の時に古城なんか壊れた場合に絵図があつて写真があるという場合はかなり根拠のある復元ができるんですね。そういう場合は文化庁は認めておりました。しかし、根拠のないものは駄目であるという考え方でずつときたわけです。ところが近年それではとうてい遺跡の保護ができなくなつてきたので、そうすると奈良時代なら奈良時代、あるいはもう少し前の時代でも建築史的、考古学的な研究がいろいろあつて、一定のその時代の様式観というか枠組みはある程度学的にできてくるわけですね。その枠組みの中でなら部分的に認めようかというのが、今の新しい方向です。

専門の方々を含めて、まあまあこんなところかなという線で設計図を描くとい

れのスタートを昭和五〇年に始めたわけですよ。私はあの始まりというのは非常に大事だと思うんです。文化財というのは私に言わずと大きく二つあると思うんです。かつて持つておつた機能を完全に喪失しているものと、それから喪失していきそうなのと、大きく二つあるわけですね。私の関係している史跡とか遺跡とかは、かつての機能を喪失しているものを保護するというもので、今までおつしやつたとおりに厳選主義というより厳選保存主義で、がちり残すと。ところがかつての日本の保護法の歴史を見てみると、実は必ずしもそうでもないんですよ。例えば大正から明治にかけて建造物の保存なんかで議論をしたものを今見直してみると建造物の場合、建物を修理復元して元の状況にして保存するという考え方が。法隆寺の建物にしろ唐招提寺の建物にしろ、改造が加わつておつたら、その改造を元へ戻して復元してきた。それに対して、やっぱり変わつたまま、それが歴史じゃないかと。それで美術品もその時議論があるんです。お寺の仏像なんかお寺の中にあつてこそというね。ある種の復元主義と歴史主義的な大きな流れがある。ところが歴史主義というの

うことになるんですね。ところがそれについては世界的にも大きく考え方が分かります。一つは、やはりそういうことは専門家が何と言つたつて、本当にそうだったかどうか一体どう言えるんだ。柱が何本あるかしか分かつてないわけですね。これが平城宮の正門だ。平城宮の正門なら立派だろう。立派なら二階建てにしよ。一階かもしらんわけですよ、極端に言えば。一階でなかったという証拠は一体どこにあるんだと言われたらね。

一方、平城宮跡は一三〇haあるんですけども、「もつたないなあ。こんなゴルフ場にしたいのに」、「家建てたらどうや」そういう声が一方にある。そういう人たちから、平城宮跡にはどんな建物があつたんだという疑問が出てきますね。それで一定の枠の中で地域でみんなが知恵を出し合い、実物大模型でそれを造る。「ああ、なるほど」。そういうふうによく二つに分かれるんですね。やっぱり復元するなというのはギリシャ、ローマ的なああいう遺跡で、石が転がっておつて柱を二、三本起こせば、それで格好つきますからね。ローマ世界の外の北欧なんかの遺跡に行きますと、やっぱり結構復元しているんですね、今までも。それについて今議論を向こうでもし始めていますよ。日本の場合には北欧なんかと一緒に、例えば城でも私はそ

のままにしておけというのは荒城の月派というんですけれどね(笑い)。やっぱり竹田のお城に行って、あそこに天守閣復元されたら具合悪いでしょう。史跡の活用の難しさがやっぱりあるんですね。  
**加藤** 極めて難しいんです。先ほど妻籠のお話が出ましたが、私も中山道を割合よく歩くんですけど、年々歳々テーパーパーク的になっていくのね。妻籠に行ったら何だか知らないけれどわらじとか何とか売っているのねえ。売っているだけけれど、あそこで作ったわけじゃないでしょう。



田中 琢氏

**西村** 最初のうちは例えば町並みもテーパーパーク的になっている所が多いわけ

すよね。それはもちろんいいことじゃないと思いません。ただ、それは過渡期的な状況じゃないかと思うんです。多くの町が自分たちのまちづくりにいるんな資産を生かしていき始めると、もっと多様な展開ができてくると思うんです。どの町にもおもしろいものがあって、どの町にもそれなりの魅力が出てくるということに長期的にみてなっていくべき、そんなに集中豪雨的に観光地化は進まない方向に行けるんじゃないかと思うんです。もっと日常の中に文化財というのは取り込まれていって、それぞれの都市の魅力の一部分となっていくべきでも観光地化じゃない道が、将来的に開けてくるだろう。

**田中** その時に先ほど中村先生のお話で私がおもしろいと思ったのは、やっぱり建物だけじゃなしに無形文化的なものがかみ合って町民がかんで、しかもあへの風土というものがあつたわけですね。だから単体じゃだめだということじゃないんですか。多様な文化の組み合わせですね。

**加藤** 先ほど田中先生が雰囲気とおっしゃいましたけれど、それを別な言葉で言うとうと環境ということなのかもしれないですね。我々の委員会でもそれでいいぶん

問題になりましたのは、仏様をこれは大事だというので持ってきて博物館に入れますでしよう。仏様はお寺さんがあつたの仏様で、お寺さんがあつるとそのまわりには森があるわけですよ。森があつて泉が流れ出ててセミが鳴いていて、その中で仏様というのがあるんで、それをガラスケースの中へ入れて何の意味があるかという議論が相当ございましたけれど、私は全くそれに同感ですね。生活というのは有機的なものでしょう。単体として持つてくるおとねえ。

**西村** その点に関して日本の文化財の長い行政の歴史の中で非常にユニークだと思う点があるんです。その一つに今のようなたータルの環境を守るといいうのは割合早くから考えられているんです。例えば名勝といふのはまさにそういうものなんです。例えば富士山なんですけれども、自然美はもちろんのこと、その山でいろんな思いでいろんな人が歌を詠んだり、いろんな絵が描かれて、いろんな構図というような名所が決まっているわけですね。そういうものの総体として景色があつて、それが環境を形成しているわけですね。それが価値があるんだという発想ですね。日本の文化財の保護行政というの、割合最初から、大正八年の史蹟

名勝天然記念物保存法からあるわけなんです。特に、田中先生がおっしゃった保存の手当てですけど、今までのものというのには所有者にお願いするか補助金を出さずかすればよかったわけなんですけれども、全体の景色を守っていくということになりますと、そこに農業的な慣行ですとかコミュニティのしきたりというのがありますね。そうしたもので守られている所が非常に大きいので、そうした社会組織全体までもを見ないと、単に補助金をあげていくだけでは済まなくなってくるわけですね。借景なんかもそうですけれど、ですから非常に大きな問題になつてくるんですね。

**加藤** ところで中村先生、金丸座でお芝居なさいますと、だいぶ勝手が違いますでしょう。

**中村** どうしても近代的な歌舞伎座とか国立劇場に象徴される、それを基本とした劇場の在り方でも我々は成り立っているわけですから、絶対にそのほうがや

りいいわけですね。  
 芸ですら、今大きな劇場向きの演劇がもう明治以降、大正、昭和、ずっと我々の先輩の名優たちが、そういう寸法でこしらえてきた。例えば「勸進帳」、「船弁慶」にしても金丸座でやったら狭くて、あれだけ並んだら大変です。  
 歌舞伎のお化粧でも、今の照明では昔

のお化粧じゃあとてもためなんです。限取り一つにしても昔は指でガガーツと描いたんですが、今は写真家がこんなそばで撮りますから、やっぱり筆で描いていかなないと。そういう問題もございましてね。  
 それに文化財の方で職人さん、いろんな方がいらつしやいますね。例えば歌舞伎のなかでも「土蜘蛛」という芝居がございまして。あのくもの糸は和紙で作るんです。ところがこれは古い役者のお弟子さんが昔は作つてたんです。今でももちろん作つてますけれど、この作り方自体がもう変わつてまいりました。その切り方が今はもう昔の人のやり方が分からなくなつてきた。ですから今のやり方でや

つていっているんです。  
**河野** また一つ大事なポイントを言つていただいたように思うんです。文化財を伝承していくなかで、それを支えるいろんな技術・技能の伝承者の問題も大きな課題なんです。

**中村** ええ。それはもう小道具もそうです。大道具もそうです。それから紅一つにしても、紅を練る人、練り方、練りの伸び方、そういうことから変わつてまいりますから、なかなか細かいことまで大変だと思つたよ。

**河野** さっきおっしゃつたように全部昔のまんまをとどめるといふことではなく

て、やはり社会の変化とか現実の生活のなかで変わらざるをえませんで。

**中村** 私たちの歌舞伎の芝居においては、そうなんです。

**西村** 同じようなことは建築でも言えるんです。非常に古いものを、そのまま大事に取つとかなんといけない建築と、それからやつぱり少しずつ変わっていく建築と両方見ないといけないわけですね。ところが今までの行政だと、どうしても変わらないうのが中心だったので、裾野がなかなか広がらなかつたわけですね。例えば私は都市計画をやつてまして、もつと歴史を生かした都市計画をやりたいと思つているわけなんですけれども、そうしますと手がかりになる建物が、どんどんなくなつていくわけなんです。非常にいいところのまん中だけが残つて、あとは非常に新しいものだけになる。日本だと重要文化財になっているのが三〇〇棟ぐらいですけれどね。これを緩やかに変化していく部分まで裾野を広くですね。今までの指定ではない例えば登録ですね。その報告書の中に出てますけれども、そのようなシステムを何とか入れていく必要があるんじゃないか。そういうことでこういうものも大事なんだというのを、いろんな人に意識変革みたいなものを迫る必要があるんじゃないかと思つたんです。例えばイギリスですとイ

ングランドだけで四〇万軒以上の建物が、国によって登録されているわけなんです。そしてまちづくりする時に必ずその建物をどう使うかというのを考えるわけです。壊さないというわけではなくて、変化はある枠の中で容認しているわけなんですけれども、少なくともまちづくりの手がかりとして、きちんと位置づけられている。そういうふうな広がっていくことが、これからの例えば建造物なんかだと必要なんじゃないかなと思いますね。

田中 そうだと思えますね。今、登録という話が出ましたけれど、私は昔からそれを言っているんです。私は国が登録するのじゃないかと思っています。もっと地方のですね。あるいは建造物なんかですと学会がいろいろやっておられますね。ああいうものを生かして登録する。遺跡の場合は、今現実にある種の登録制度が行われております。都道府県、市町村が遺跡を登録しております。日本中に三〇万か所押さえているわけです。それについて壊すか残すか、一々決めていくわけですね。ほとんどもは壊れていくわけですね。しかし、その場合でも、最低でも記録保存といって発掘調査をして、過去の我々の祖先の人間活動に関する情報だけは収集するという手立てをとって

いるわけですね。その史跡の一部を残して、その団地なら団地の中を公園化するとか、いろんな手立てをやっているわけですね。河野 それぞれの分野からのお話を進めていただいているうちに、やはり共通の状況があるなということが、何となく浮かび上がってきてますね。

田中 近代化遺産なんていうのはどう見ても建造物であり史跡でありね。そもそも近代化遺産、今ごろ何言うところのやろうと(笑)。だって文化財保護法なんぼ読んでみても古いもんしかやたらいかんでどこにも書いてないんですよ。やたらええんですよ。その近代化遺産をやる場合に、建物でも例えば明治の元勲の生まれた家というのは史跡で保存するんです。ところが建物で様式的におもしろいものは建造物で指定する。そうしますとその間にいろいろ難しいことが出てくるんですよ。実際仕事をやると。世界的にみて建造物、建物だけの保護じゃ何ともならぬので土地も含めてということになっていく。土地も含めて保護したら史跡と何の差もないわけですよ。形式として申せば、無形の場合でも有形的なものをどうするか。

文化財の把握の仕方が社会的に変わっているのに、それに対応しきれない



河野 愛伝統文化課長

を大きく変えないといけない分野だと思います。

西村 そうなんです。それで先ほど田中先生がルネサンスとおっしゃったわけですね。そのことは例えば昭和二五年に文化財保護法を作った時も、ある大きなルネサンスだったと思うんですね。それは一つには戦後復興の中の文化財という発想だけれども、その時に初めて無形の文化財という発想をつくったわけですね。あれは世界に類がないわけですね。いまだにほかの国の人たちは非常に興味を持ってくださるし、人間国宝という言葉はみんな関心を持ちますよね。ですからあの時に文化財という言葉を作った、ここでやらないといけないんじゃない

いかと思います。そのことにはある意味では日本の国内だけではなくて、アジアの地域はもっと速いスピードで変わってますから、この地域のいろんな文化、特に伝統的な文化を守っていくということに関しては、もっと大きな問題があるわけですね。

河野 確かにおっしゃるとおりだと思います。今ちようど建物にしましても近代のものが建て替えられて、どんどん新しいものに変わっていくような時期に当たっているということ、それを進めながら活用しながら、しかも守っていただいだけ。どういう在り方が一番いいのかということ、我々はある意味で一つのモデルを作っていくかなくちゃいけないような時期に当たっているんだらうと思うんですね。

また、地域における文化財の保存活用の在り方につきましても一つの転換期だらうと思えますので、そういう意味ではもう少し私たちが今までの厳選主義のような概念を変えましてそのあたりも広く視野に入れていく。しかも単体ではなくて面として総合的に組み合わせる地域にいかにもいろんなものが根づいていくか、あるいは地域の人が誇りを持ってまちづくりができるようなものにしていくかという提言をしていくべきだし、意識の改革にまで広がっていただいで、各

んですよ、今。加藤 加速してますのは、やはり文化運動のスピードだと思うんです。農家のかまどというのがありますね。釜も置いて薪入れて火吹竹で吹いて何百年も暮らしてきたのが、突如炊飯器が出てくるでしょう。炊飯器が出てくると、それはまた何百年持たないですよ、二年ぐらいたつとニューロファジーとか何とかがあって。文化変動が激しいともう大変なことですよ、これは。

中村 もう蚊がいるところが耐えられない。今、蚊帳なんてどなたも使いませんでしょう。私は先月蚊帳の芝居をしましたけれど、蚊をダーツと追っかけて。あんなことはもう信じられませんですよ、皆さん、今の若い方は。田中 そうすると生活文化財ってどうするんですかね。

河野 本当に生活文化となりますと現に生きてる人の生活の利便さみたいなもの兼ね合いになりますので、守れとかいつまでも使えというわけにいかないんですね。ところが衣食住ありとあらゆる側面で近代、特に明治以降の変遷というのはすごいものがありますから、そのジャンルや変化の過程をどう捉えればいいのかということ、ひいては文化財の概念

地域で自分の町に何があるかを認識し、それを核にしてまちづくりをしていく。ある意味で全国的なルネサンスへ向けての最初の時期に当たるのかなというような感じを受けたわけでございますね。そのなかでやはり住んでいる方自身の生活の中に、どういうふうな文化財が活用されていくのか。活用しながら守っていくのかということ、一つ一つ具体的に進めていっていただけるといいな、ということも思ったりしております。

加藤先生、きょうの座談会の中でお感じになったことを最後に少しまとめるに、いかがでしょうか。加藤 もう先ほどのルネサンスで済んじやっているんじゃないでしょうか。文化財をもうちよつと身近なものにするためには文化財という言葉を変えるのか、あるいは文化財という言葉によって人々が受け止める受け止め方を変えていくのかね。そこいらのところの意識革命がやつぱりついていかないとね。このルネサンスの根本はそこにあるような気がしますね。河野 では先生方、きょうはどうも本当にありがとうございました。

# 特集 ◆ 学校施設整備の新たな展開

◆巻頭言  
生涯教育の記念室に——磯村英一

◆座談会  
学校施設の新しいスタンダード  
——出席者 篠塚 脩／長倉康彦  
／山下節子／司会 玉井日出夫

◆論文  
学校施設インテリジェンタ化の現代的課題——谷口 汎邦  
学校施設を使いきる——安孫子義彦

特別記事  
個性ある地域文化の創造

◆人・この道  
教育・文化と地域づくり——山形県最上町  
都道府県発 教育・学術文化ニュース  
吉田雅夫  
佐賀県・鹿児島県

# 編集後記

▽今月号は、本年七月に文化財保護企画特別委員会(文化財保護審議会の下に設置)から出された最終報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」を受けた特集のテーマ「文化財保護の新しい展開」としております。

本特集では、この報告に盛り込まれた提言のうち、文化財を生かした地域文化の振興や文化財にかかわる国際協力・交流等、具体化しつつあるものを中心に、文化財保護施策を紹介させていただいております。

▽編集幹事が育ったころの田舎には、昭和二〇年代から三〇年代までありますが、まだ村の青年たちによって秋祭りとして受け継がれていた獅子舞、古代人が生活していたと思われる横穴、川にはピンクの横びれが鮮やかな川たなご、八目鰻、銀魚といわれた小魚などが、

また川辺には色鮮やかなたくさんの種類の糸とんぼが見られました。これらは今では、なくなってしまうたり、ほとんど見られなくなってしまうました。

現在の子供たちに、かつて存在した伝統芸能や動植物などを説明しようとしても空しさや寂しさが湧いてきますが、今回の報告に盛り込まれた広範な項目を見て、改めて文化財保護の大切さを感じます。

▽今年度からの新企画「96アトランタ」は、毎号、各競技種目ごとに強化の様子を紹介させていただいておりますが、これには関係団体の全面的な御協力を得ております。

残念ながら、先月終わった広島アジア大会では、金メダル獲得数でまた三位となってしまいました。もうひと頑張りすればアトランタでは何とかなりそうな気がします。

平成6年11月10日印刷  
平成6年11月10日発行

定価550円(本体534円)(〒84円)  
年間購読料6,600円

・ただし、増次号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店にてお願いします。

●著作権所有——文部省◎  
●発行所——株式会社 ぎょうせい  
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2  
電話 03-3268-2141(代表) 振替口座 00190-0-161  
●印刷所——株式会社行政学会印刷所

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。